

瀬戸内海環境保全特別措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部改正

別表第一に掲げる区域について、令和三年六月一日現在の行政区域その他の区域による表示に更新すること。
(別表第一関係)

第二 水質汚濁防止法施行令の一部改正

一 化学的酸素要求量に係る指定水域として瀬戸内海を、指定地域として瀬戸内海地域を、それぞれ追加すること。
(第四条の二関係)

二 別表第二に掲げる区域について、令和三年六月一日現在の行政区域その他の区域による表示に更新すること。
(別表第二関係)

第三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日等

一 この政令は、令和四年四月一日に施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めること。

(附則第二条から第四条まで関係)